

安心居住政策研究会 中間とりまとめ 参考資料集(案)

取組事例

佛子園(石川県金沢市)の取組

○シェア金沢を4月に開園。複合型の福祉タウンであり、高齢者、障害者、学生が住み、かつ、コミュニティレストラン等を併設したまちづくりを形成。様々な人が混在して住むということを実践している。

Share金沢 概要 [総面積/約11,000坪]



- <店舗等>**
- ・ショップ (日用品、生活雑貨)
 - ・パー
 - ・キッチンスタジオ
 - ・ボディケアサロン等

- <施設等>**
- ・児童入所施設
 - ・児童発達支援センター
 - ・学童保育施設
 - ・自然学校
 - ・グラウンド(全天候型) 等

- <コミュニティ施設>**
- ・温泉
 - ・コミュニティレストラン
 - ・デイサービス・生活介護・訪問介護

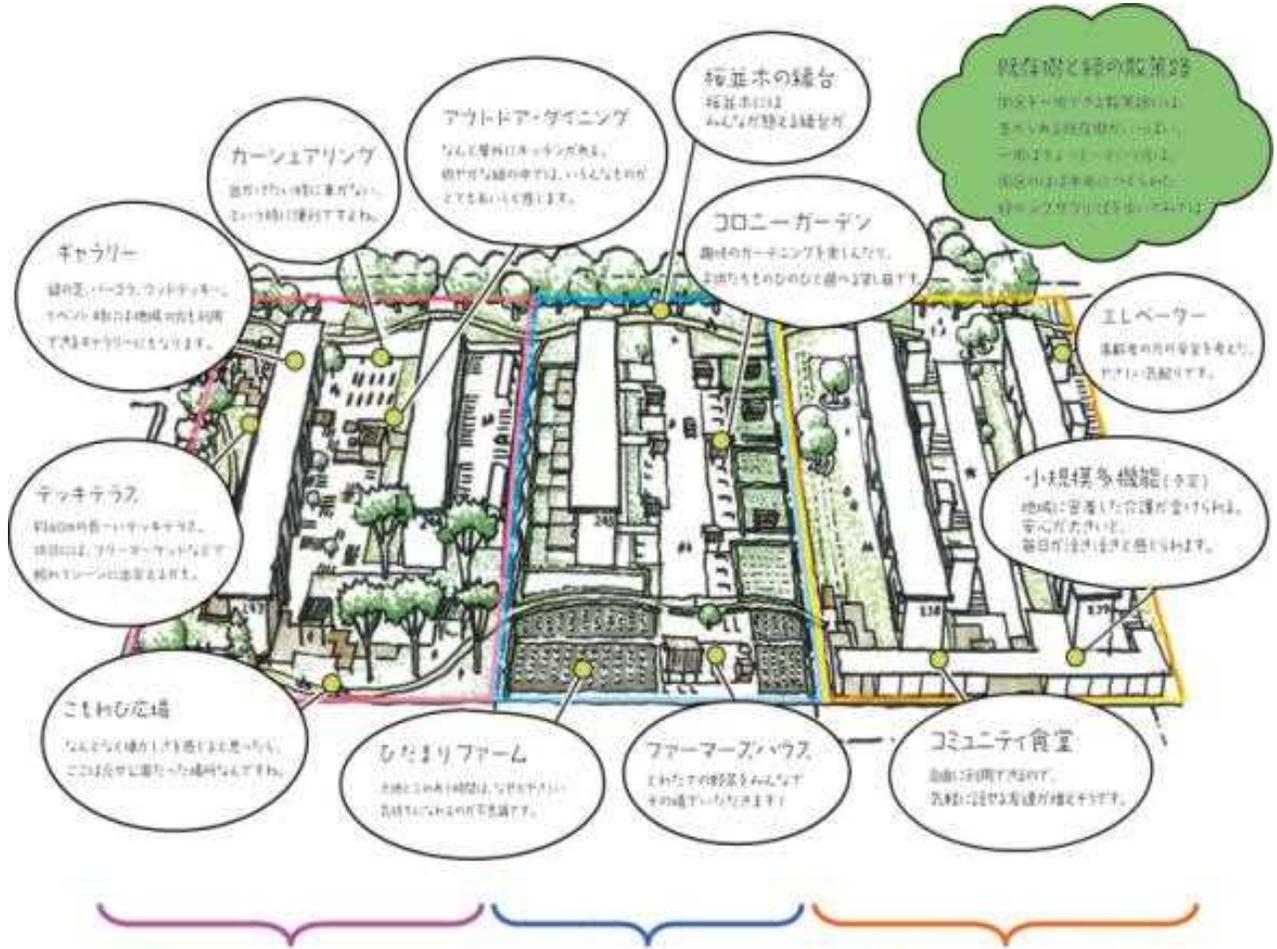
- <住宅>**
- ・学生向け住宅
 - ・サービス付高齢者向け住宅 等

- <住宅・施設>**
- ・児童入所施設
 - ・学生向け住宅
 - ・産前・産後ケア施設
 - ・サービス付高齢者向け住宅 等



UR都市機構の取組①(多摩平の森)

○民間事業者がURから借り受けた建物を改修し、学生や若者向けのシェアハウス、菜園・庭付き共同住宅、サービス付き高齢者向け住宅などとして活用し、多様な世代がコミュニティ豊かに生活。



名称	りえんと多摩平	AURA243多摩平の森	ゆいま～る多摩平の森
事業者	東電不動産(株)	たなべ物産(株)	(株) コミュニティネット
棟数	2棟	1棟	2棟
主な用途	団地型シェアハウス142室 共用ラウンジ・シャワー室・ランドリー	菜園付き賃貸住宅24戸 貸し菜園 小屋付専用庭	高齢者専用賃貸住宅32戸 コミュニティハウス31戸 小規模多機能居宅介護施設
主な居住者像	若い社会人 近隣の大学に通う学生	アクティブシニア 子育てカップル	高齢者を中心とした多世代向け

学生や若者向け シェアハウス りえんと多摩平	菜園・庭付き 共同住宅 AURA243多摩平の森	サービス付き高齢者向け住宅 ゆいま～る多摩平の森
------------------------------	--------------------------------	-----------------------------

出典: UR都市機構HP
<http://www.ur-net.go.jp/rebuild/rn2/gaiyou/>

UR都市機構の取組②(武庫川団地・浜甲子園団地)

○武庫川女子大学と教育文化、子育て・高齢者支援等の様々な分野のコミュニティ活動に関する包括連携協定を締結。団地内の空き施設を大学に提供し、コミュニティ活動拠点として学生が運営。健康イベント、音楽会、食育イベント、キッチンガーデンクラブなども開催。

〈団地における武庫川女子大学の主な活動〉

■武庫川団地

コミュニティ活動拠点「RIZO」

・活動拠点の設置・運営

健康予防教室・健康体操(健康・スポーツ科学部)

・集会所にて健康予防教室や体操を実施 等



活動拠点RIZO



健康体操



ヨガ教室



音楽会



キッチンガーデンクラブ

■浜甲子園団地

まちかど浜甲(生活環境学部)

・ヨガ教室、手作り教室 等

健康プラザはまこう(薬学部)

・血圧、身長体重測定や、健康・お薬相談の実施 等

浜甲カンタービレ(音楽学部)

・集会所における音楽会開催 等

たべて元気プラザ(国際健康開発研究所)

・食育イベント開催 等

キッチン・ガーデン(生活環境学部)

・キッチン・ガーデンクラブの運営支援 等

出典:UR都市機構HP
<http://www.ur-net.go.jp/west/press/pdf/20140703.pdf>

UR都市機構の取組③(町田山崎団地)

○未利用地を活用し、**クラインガルテン(20区画程度)**及び**田んぼを整備**(自治会管理として運営)。田植えから稲刈り、近隣の桜美林大学の学生と連携した収穫祭などを通じて、コミュニティ活性化に取り組む中。

団地内の(未利用地)都市計画道路用地を
クラインガルテンや田んぼに利用



クラインガルテン



田んぼ(稲刈り)



田んぼ(作業後の憩い)



収穫祭
(学生のフラダンスショー)



団地夏祭り
(学生との竹水鉄砲作り)



出典:UR都市機構HP

<http://www.ur-net.go.jp/urbandesign/community/machidayamazaki/index.html>

http://www.ur-net.go.jp/publication/web-urpress34/pdf/urp34_case1.pdf

関係団体の主な取組

○公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会及び公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会では以下の取組を実施。

公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会

○「**安心ちんたい検索サイト**」の運営（平成20年5月「災害時住宅支援検索サイト」で運用開始、平成24年4月に「安心ちんたい検索サイト」に改称）
（大手賃貸情報サイト運営会社との連携）

- ・災害時には被災者等を対象に、平常時には高齢者等の住宅確保要配慮者を対象として、空き室情報提供サイトを運営。
- 安心ちんたい検索サイト ⇒ [\(http://www.saigaishienjutaku.com/\)](http://www.saigaishienjutaku.com/)



○「**災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定**」の締結推進

- ・H26.10現在 26道府県と協定書を締結
災害時に住宅を滅失した被災者が、早期に住宅を確保するために民間賃貸住宅の空き室情報の提供や住宅のあっせんについて協力する旨を記載。
〔(公財)日本賃貸住宅管理協会、全国賃貸管理ビジネス協会と連携して対応する〕
- ・H26.8に発生した広島土砂災害においては、当協定に基づき、広島県宅地建物取引業協会等と連携し、被災者に対する民間賃貸住宅の提供に協力

平成26年度内に32都道府県と協定⇒

公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会

○「**被災された方向け物件の検索サイト**」の運営
・トップページに「被災された方向け物件の検索サイト」を設置、運営。
また、45都道府県と災害協定を締結。

○**居住支援特別委員会の発足(岡山県宅建協会)**
・「居住困難者・弱者」と言われている方々に対して、協会として実施可能な居住支援対策を検討する場を設置。（H26.2～）

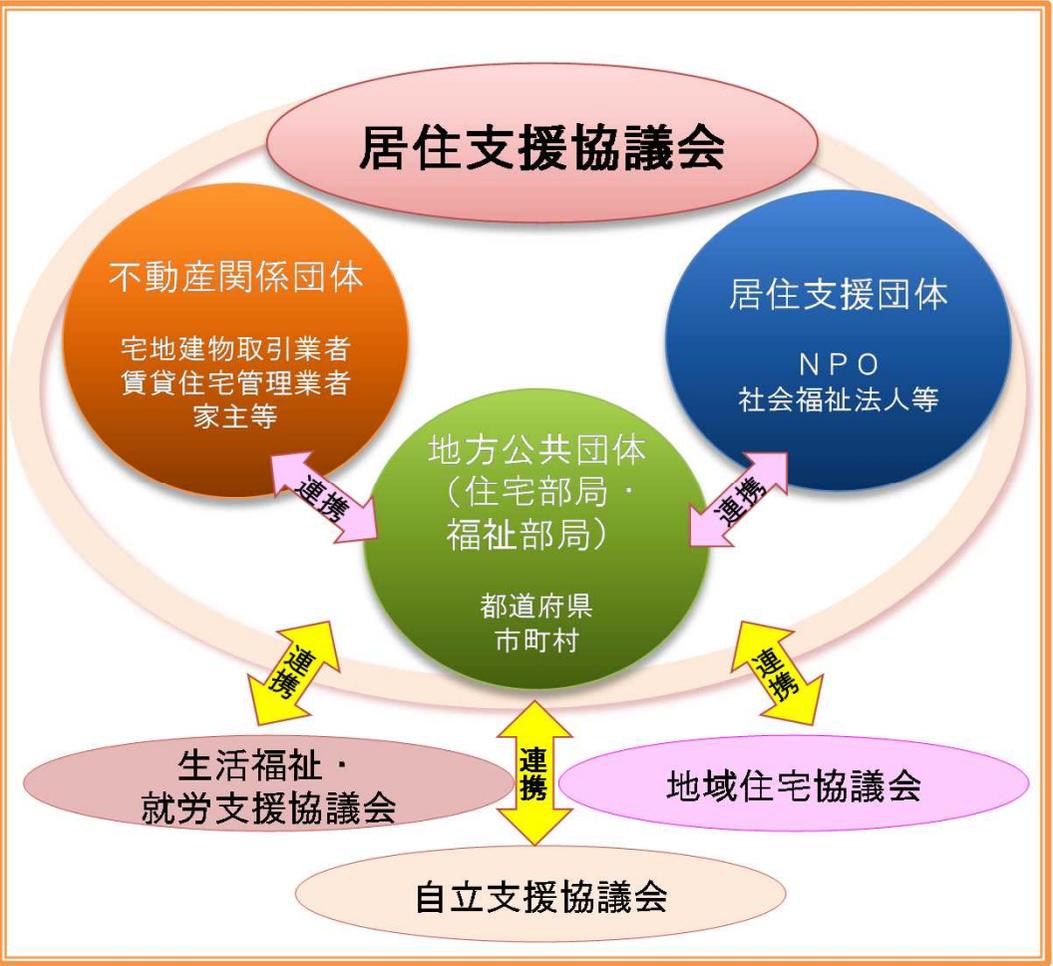
被災された方向け物件の検索サイト ⇒ [\(http://www.hatomarksite.com/\)](http://www.hatomarksite.com/)



居住支援協議会の概要

○住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、**地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携**し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施。
○平成26年7月時点で**45の居住支援協議会（34都道県・11区市）**が設立。

【居住支援協議会の構成】



【居住支援協議会による主な活動内容】

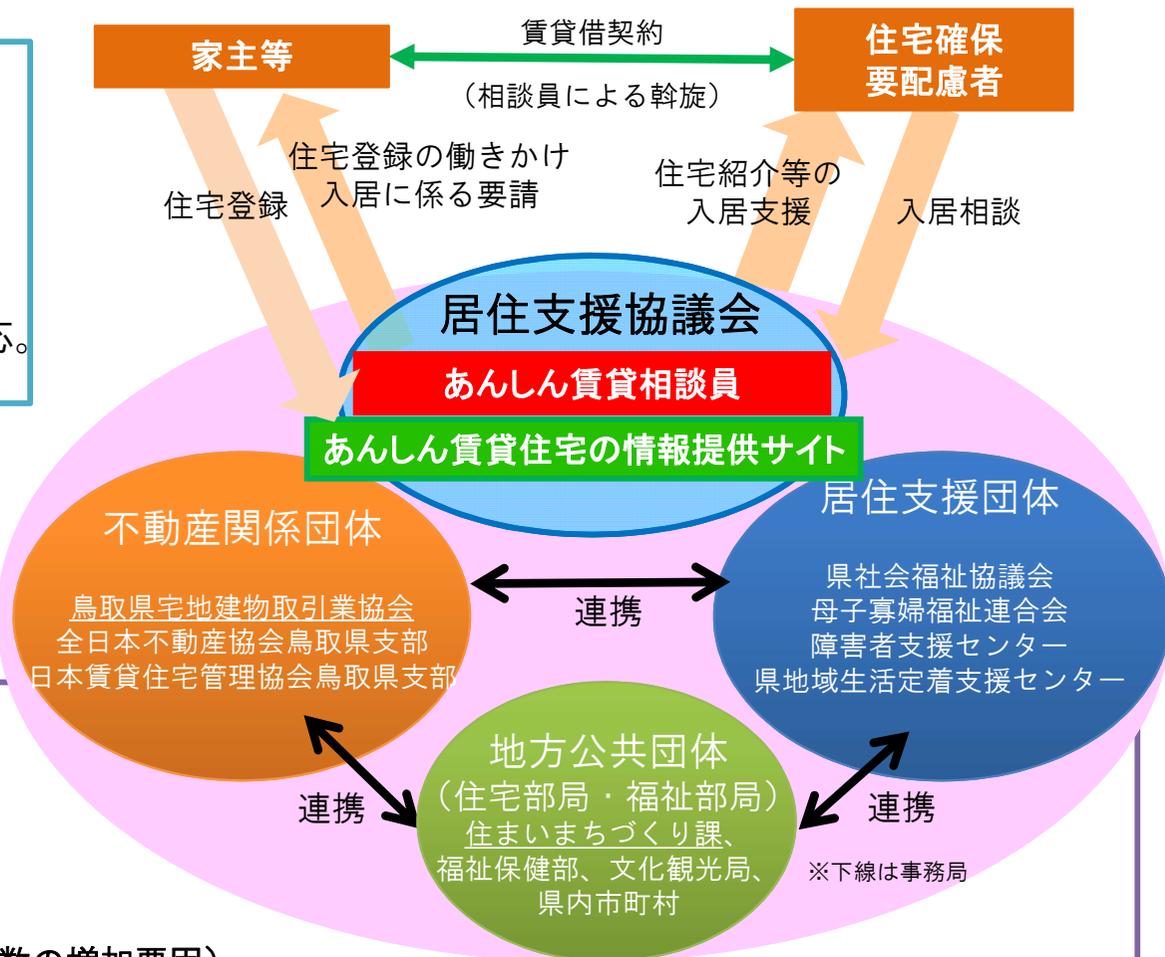
- メンバー間の意見・情報交換
(38協議会)
- 住宅確保要配慮者に対する住宅情報の提供
(27協議会)
※協議会HPで、協議会に個別に問い合わせしなくても物件情報を閲覧できる状態
- 住宅確保要配慮者に対する住宅相談サービス
(18協議会)
※住宅に関する各種相談に窓口や電話、インターネットで応じる場合
- 賃貸人、要配慮者を対象とした講演会・セミナー開催
(16協議会)
- 住宅確保要配慮者に対する住宅の紹介・斡旋
(14協議会)

居住支援協議会の取組①(鳥取県居住支援協議会)

○協議会に**あんしん賃貸相談員**を配置し、住宅相談から入居まできめ細やかな対応を実施。

- 住宅確保要配慮者という理由では入居を拒否しない
あんしん賃貸住宅について、HPで情報提供。
- 更に県内を「東部・中部」「西部」に分けて、
「あんしん賃貸相談員(2名)」を地区別に配置。
高齢者や障がい者等の入居・住み替え相談に直接対応。

(住宅相談員)
・相談者と不動産店・家主、支援団体等の中立つ「コーディネーター」の役割を担う(宅建主任者の資格を有する)。



相談対応実績

	H21	H22	H23	H24	H25
高齢者	21	29	26	38	60
障がい者	26	36	55	84	62
外国人	2	3	0	1	4
子育て	13	15	28	28	25
その他	12	9	16	38	43
合計	74	92	125	189	194
入居決定	17	39	74	143	127

(入居決定数の増加要因)

- きめ細やかな相談対応
 - ・不動産店、現地への同行、契約等の立ち会い
 - ・連帯保証人、緊急連絡先の確保
 - ・生活保護申請等の必要な行政手続きの支援
 - ・入居後の福祉・生活支援の確保

○経験・事例の蓄積

- ・四半期毎の報告会、困難事例の検証
- ・実績の積み重ねによる安心感

○相談制度の周知

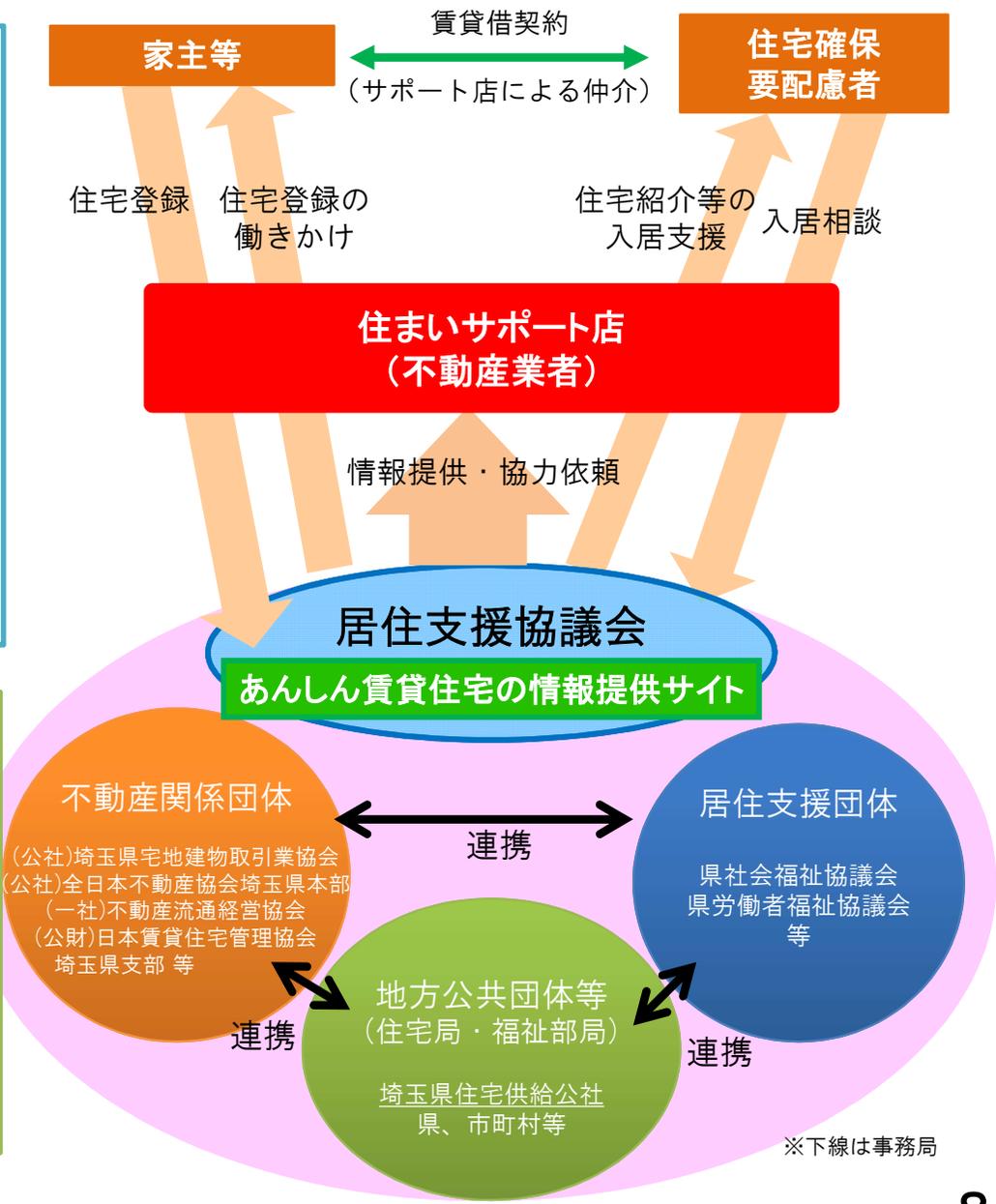
- ・協議会だより(会報)等による普及啓発
 - ・宅建業者研修会等、各種会議での協力依頼
- ※鳥取県からの聞き取り

居住支援協議会の取組②（埼玉県居住支援協議会）

○**地域の不動産業者と連携**し、住宅確保要配慮者の入居に係るバックアップ体制を構築。

- ①要配慮者を拒まない住宅の情報提供と住まいサポート店の設置
- 住宅確保要配慮者(県の要綱に規定するものに限る)を受け入れる「**あんしん賃貸住宅**」についてHPで**情報提供**（検索サイト）
 - 仲介や家主への「あんしん賃貸住宅」の登録呼びかけを行う「**住まいサポート店（地域の不動産業者）（※）**」を、不動産関係団体の協力を得て、設置
- (※) 住まいのサポート店：地域の不動産業者を住まいのサポート店と位置づけ、円滑な入居を支援

- ②入居支援に係る事例収集・情報提供
- 地域特性の分析と多様な居住支援メニューの整理
 - 円滑な入居を阻害する要素の把握と分析
- 事例集・支援メニュー集を作成し、宅建業者や居住支援団体等と共有し、共通認識の構築を図る。



居住支援協議会の取組③（神戸市居住支援協議会）

○入居時の貸主・借主双方の不安を解消するため、**民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するサービス提供体制**を構築。

①こうべ賃貸住宅あんしん入居制度（H26.10運用開始）（右図）

対象者：神戸市内の民間賃貸住宅に新たに入居する世帯、または入居中の世帯

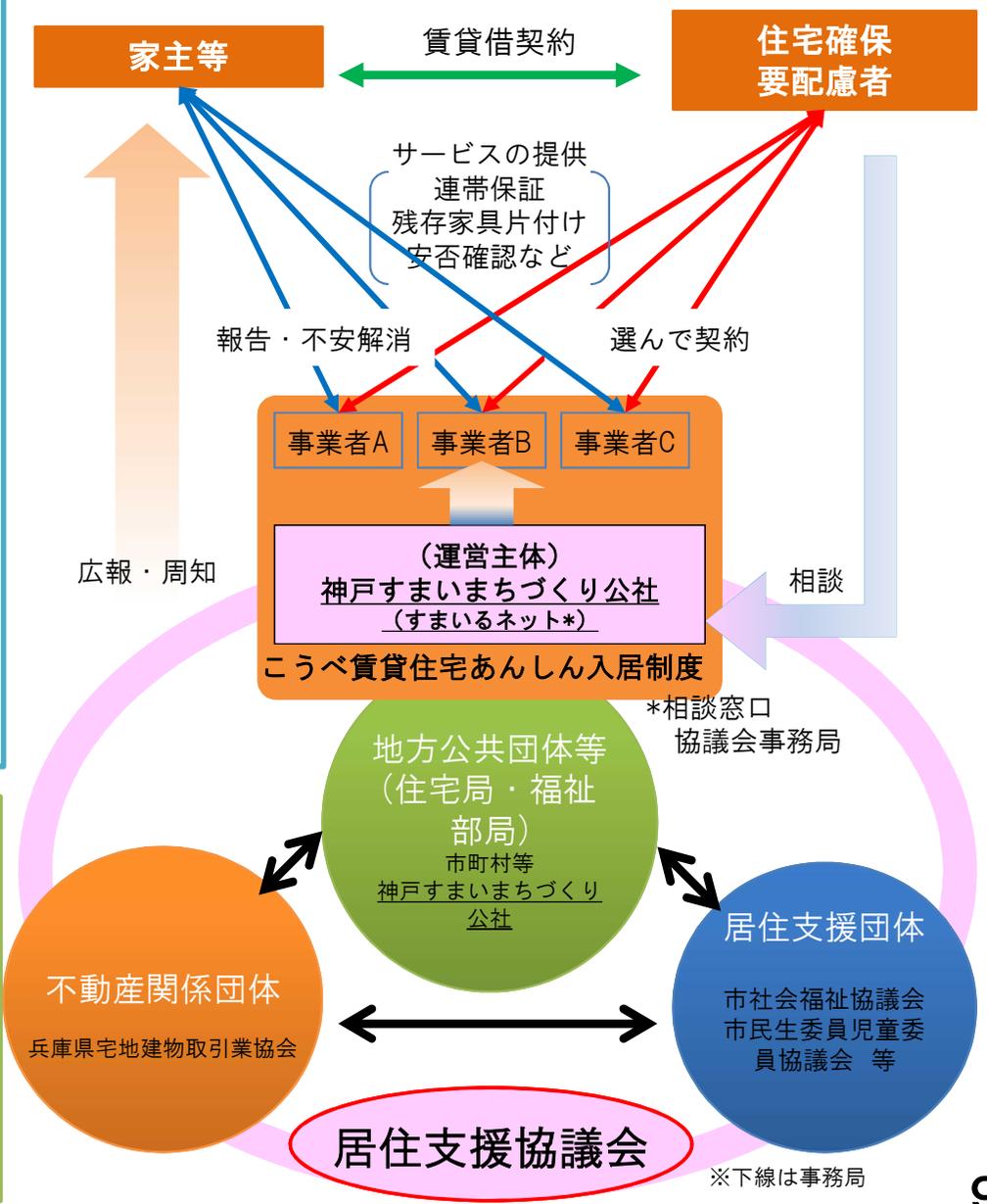
サービス提供事業者：7者

提供サービス（有償）：
 （基本サービス）
 ○連帯保証サービス
 ○残存家具の片付けサービス
 ○安否確認サービス
 （追加サービス）
 ○葬儀の実施、死後手続き、福祉整理

②「マイホーム借り上げ制度」の活用促進

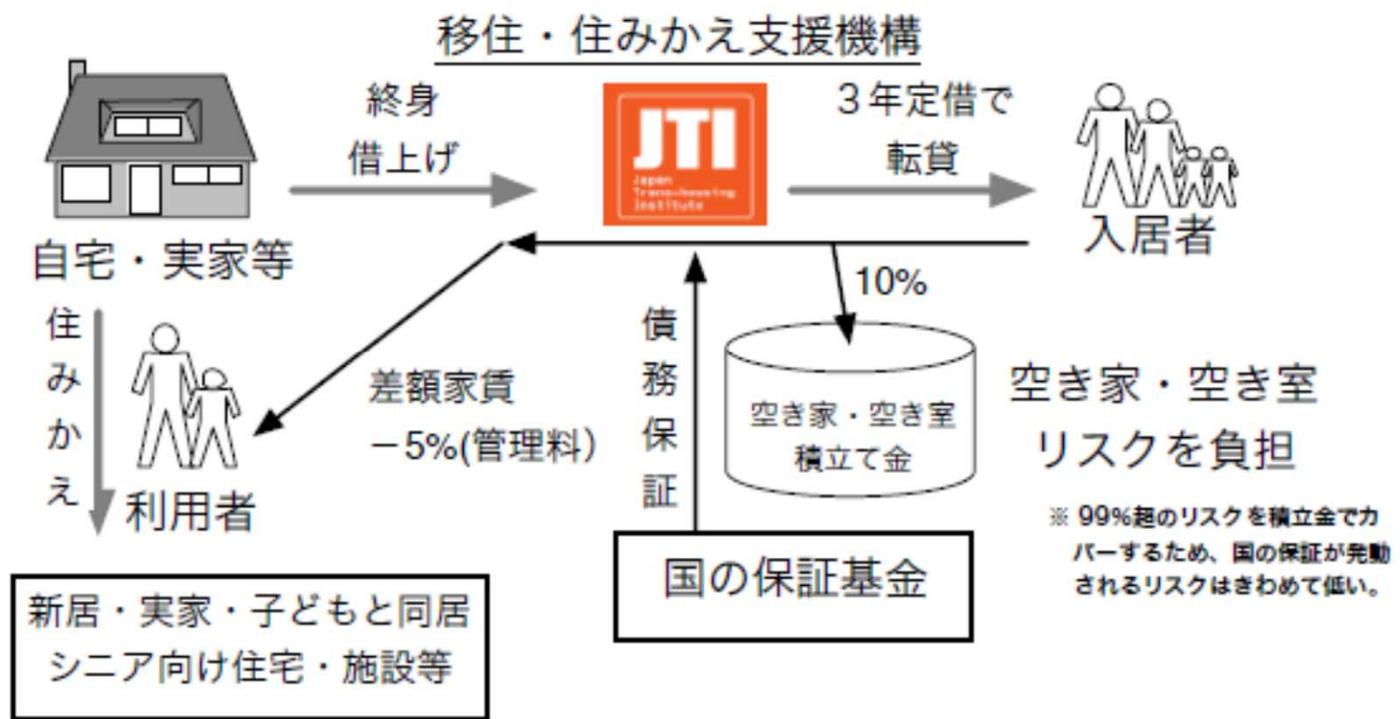
○一般社団法人移住・住みかえ支援機構（JTI）の「マイホーム借上げ制度」の活用促進のため、不動産事業者等向けの説明会を開催。また、JTIへの初年度協賛金の補助等の事業を実施。

○空き家対策の一環として、「マイホーム借上げ制度」の活用促進も含めて、地域住民に対する「すまいの相談会」を各区で実施。



移住・住みかえ支援機構(JTI)の取組

○移住・住みかえ支援機構(JTI)では、「マイホーム借上げ制度」を実施。JTIが個人住宅を終身もしくは期間指定で借り上げて子育て層に転貸するもの。空き屋・空き室時も最低賃料が支払われることから、個人住宅を売却することなく資産として活用可能。一方、子育て世帯にとっては一般借家並の家賃で、一戸建てや分譲マンションに入居が可能。



- ・ 2006年に住宅の世代循環を支援する非営利法人として設立。
- ・ 住宅メーカー、不動産業者、金融機関、工務店団体等の協賛により独立採算で運営。
- ・ 高齢者住宅財団に設定された国の基金5億円により債務保証。

出典：第3回安心居住政策研究会資料「住宅循環型社会に向けて」より抜粋

ミキハウス子育て総研の取組

- 2006年から子育て世帯向けの住宅の認証制度を実施。「安心・安全である」、「ストレスをためない空間になっている」など100の審査項目を設け、これまで約400物件を認証済み。
- 分譲マンション、戸建て住宅のそれぞれで認定基準を設定。

<分譲マンションの評価基準100項目(2009年版)抜粋>

- **住居部分(61項目)**
 - A. 子育てをする上で安心・安全である(19項目)
 - B. ママにとってストレスをためない空間になっている(25項目)
 - C. 子どもの健康に良い空間作りがなされている(5項目)
 - D. 親子が触れ合いながら過ごす空間作りがなされている(5項目)
 - E. 子どもの情操教育のための工夫がなされている(5項目)
 - F. 子どもの成長に応じて暮らしを変化させられる(2項目)
- **共用部・管理体制(25項目)**
 - G. 住民同士のコミュニケーションがなされる工夫がされている(4項目)
 - H. 子育てしやすいマンション環境が工夫されている(21項目)
- **周辺環境・立地(14項目)**
 - I. 子育てに安全な環境になっている(4項目)
 - J. 子育てしやすい環境になっている(10項目)

■ 例えばこんな項目があります。

POINT 1. キッチンからリビングダイニングが見渡せる。

POINT 2. 調理スペースの前が子供の通り道になっていない。
(特に、冷蔵庫が調理スペースの前の位置には無い)



お子さまをいつも身近に感じられるスペースが子育てには必要。それを叶えるのがリビングダイニング。いちばん居心地がいい場所だから、お子さまも自然に集う。そんな姿をリビングダイニングのどこにいても見ることがママには重要であり、リビングダイニングのポイントです。またキッチンで調理中はお子さまに近づいて欲しくないもの。とくにお子さまも頻りに利用する冷蔵庫が前にあると危険。キッチンの動線や冷蔵庫の位置決めも大切です。

□ 認定基準

基準項目数	認定ライン (完成物件)	認定ライン (未完成物件)	認定ライン (未完成物件)
分譲マンション	100	60点以上	62点以上
分譲戸建	90	60点以上	62点以上
賃貸マンション	80	50点以上	52点以上
賃貸戸建タイプ	70	45点以上	47点以上
注文住宅・モデルハウス	68	60点以上	

□ 認定マーク



地方自治体の取り組み①(横浜市地域子育て応援マンション認定制度)

- 横浜市では、**住宅の広さや遮音性、バリアフリー等の住宅性能を満たし、保育所などの地域向け子育て支援施設を併設したマンションを、「横浜市地域子育て応援マンション」として認定**している。
- 認定を受けたマンションは、横浜市のHP掲載によってPRできる他、購入者は住宅ローンの金利優遇を受けられるなどのメリットがある。

認定マンションの特長

子育てにやさしい住まい

子育てファミリーへのアンケート結果を取り入れた横浜市の認定基準で、子育てにやさしい住まいをチェック

- 住戸面積**
子育てに必要な一定の広さを確保した居住空間
- バリアフリー** ※「住まい&子育て支援施設」認定マンションの場合のみ
敷地、共用部、住戸内の段差をなくし、ベビーカーなどでの移動にやさしい設計
- 遮音性** ※「住まい&子育て支援施設」認定マンションの場合のみ
床の厚みがあり、足音など下の階に伝わる音に配慮した設計
- 推奨項目**
この他、安全や防犯、住みやすさなどについて推奨項目としています。
どの項目を満たしているか、横浜市のホームページから物件ごとの比較ができます。

地域向けの子育て支援施設を併設

子育て支援施設を併設して、地域の皆様の子育てをサポート

- 認可保育所、横浜保育室、横浜市家庭的保育事業、放課後児童クラブ**
保護者の委託を受けて、保育や児童の育成を実施する施設
(※ご注意: マンション居住者の方が優先的に入所できることを保証するものではありません。)
- 地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場**
未就学の子どもと保護者に、親子の居場所の提供や子育てに関する相談・情報提供などを行う施設
- 医療施設(小児科等)**

<認定を受けることのメリット>

- 認定マークの活用
- 横浜市のHPで物件紹介
- 住宅性能の他物件との比較情報を提供
- 住宅ローンの金利優遇
- 一定の条件を満たす場合は容積加算

<利用実績>

13件
(分譲新築6件、賃貸新築1件、
賃貸既存6件)

<認定マンションの種類>

住まい&子育て支援施設 認定マンション

子育てにやさしい住まいとして住宅の性能基準を満たし、保育所などの地域向け子育て支援施設を併設したマンション



子育て支援施設 認定マンション

保育所などの地域向け子育て支援施設を併設したマンション



(出典) 横浜市HP
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/housing/keikaku/kosodate/business/>

地方自治体の取り組み②(東京都子育てに配慮した住宅のガイドブック)

- 東京都では、**安心して子供を産み育てられる住まいづくりが広く行われることを目指し、住宅事業者や都民が子育てに配慮した住宅を検討する際の参考**となるよう、技術的な情報を整理した**ガイドブック**を作成し、HPでの掲載及び冊子の有料販売を行っている。
- 当該**ガイドブック**の特徴は、**優先度の高い事項を「優先」、経済的条件等を考慮して対応すべき事項を「推奨」として区分し、全部で48項目の指針を掲げている。**

<子育てに配慮した住宅のガイドブック>

子育てに配慮した住宅のガイドブック



東京都都市整備局

1 安心・安全で健やかに暮らせるすまい (21項目)

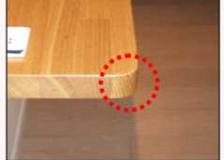
- (1) 転倒防止
段差解消、滑りにくい床仕上げ 等
- (2) 転落防止
転落防止手すりの設置
- (3) 危険箇所への進入防止
浴室扉の錠の設置 等
- (4) 建具・設備によるけが等の防止
引き残しの確保、出隅部分の面取り加工 等
- (5) 防犯対策
犯罪の防止に配慮した構造及び設備
- (6) 火災・災害対策
家具転倒防止、火災感知警報装置(連動型)の設置
- (7) 子どもの見守り
台所からの見通しの確保



浴室扉の上部への錠の設置



引き残しの事例



家具の面取り加工



台所から居間・食事室が見通せる配置・構造

□ 囲いは優先事項、その他は推奨事項

2 子育てしやすい便利で機能的なすまい (12項目)

- (1) 移動の容易性
手すりの設置、共同住宅のEVの設置 等
- (2) 家事の利便性
室内での物干し、掃除流しの設置 等
- (3) 近隣への音の配慮
界床・界壁の遮音



室内での物干しの設置

3 家族・地域とふれあえるすまい (6項目)

- (1) 家族間のふれあいの増進
台所・浴室・便所の広さの確保
- (2) 地域でのふれあいの増進
ベンチ等の設置、多様な住戸の供給 等



親子が一緒に調理できる広い台所



親子で一緒に入浴できる広さの確保された浴室



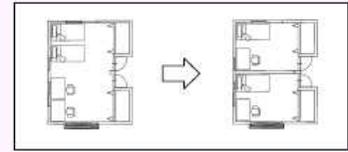
親子が一緒に入浴することができる便所

4 子どもの健康と成長に配慮したすまい (9項目)

- (1) 子どもの健康への配慮
内装仕上げ、外壁開口部の防音 等
- (2) 子どもにとっての使いやすさへの配慮
照明スイッチの高さ、扉の取っ手 等
- (3) 子どもの成長への配慮
間取りの可変性、収納スペースの確保 等



子どもでも使用しやすい高さのスイッチ



間仕切り壁による間取りの変更



間仕切り家具による間取りの変更

(出典)東京都都市整備局HP
<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp>

UR都市機構の取組①(コソダテUR)

○子育て環境の整ったUR賃貸住宅の特徴を活かしつつ、保育施設や子育てサロン等の設置で子育て支援機能を強化。
○入居する子育て世帯には、家賃減額等が適用されるほか、子育て支援事業者への優遇制度などのソフト施策も展開。
○これら ハード、ソフトの取り組みを「コソダテUR」としてブランド化し、子育て世帯へPR。

子育て環境

- 豊かなオープンスペースや多様な公共・公益施設
- 子育てを見守るコミュニティ、子育て支援施設
- 子育てしやすい住戸の工夫



- | | |
|--------|---------------------------|
| 保育園 | 小中一貫校 |
| 幼稚園 | 小児科等の医療施設 |
| 学童保育 | 子育てサロン・図書館・生涯学習センター等の公益施設 |
| 保育ママ | スーパー等の買い物施設 |
| キッズルーム | 小学校 |
| 中学校 | |

居住者支援

子育て割

- 対象住戸に入居する子育て世帯に対し、家賃を最大20%減額(上限 25,000円)

近居促進制度

- 優遇対象世帯と支援世帯の双方が、対象のUR賃貸住宅に居住する場合、新たに入居する世帯の家賃を、入居後5年間5%割り引き

事業者支援

子育て支援事業者への優遇制度

- 公共性・社会性の高い子育て支援事業者のには、一般商業施設の賃貸料(素地貸付)に対して50%の減額
- 一部対象物件については、最大6ヶ月間賃貸料が無料

UR都市機構の取組②(コソダテUR)

- 河川敷や公園等の自然環境に加え、保育ママ、認可保育所、学童保育所等多様な子育て支援施設を団地内に整備
- キッズルームを管理するNPO法人が親子サロンなどのイベントを開催
- 子育てに配慮した間取りの工夫



ハートアイランド新田(足立区)

- 団地内の空き施設を活用して、病児・病後児の預かり保育事業を実施



大島6丁目(江東区)

- 待機児童対策として、団地内の空き住戸を活用して家庭的保育事業を実施

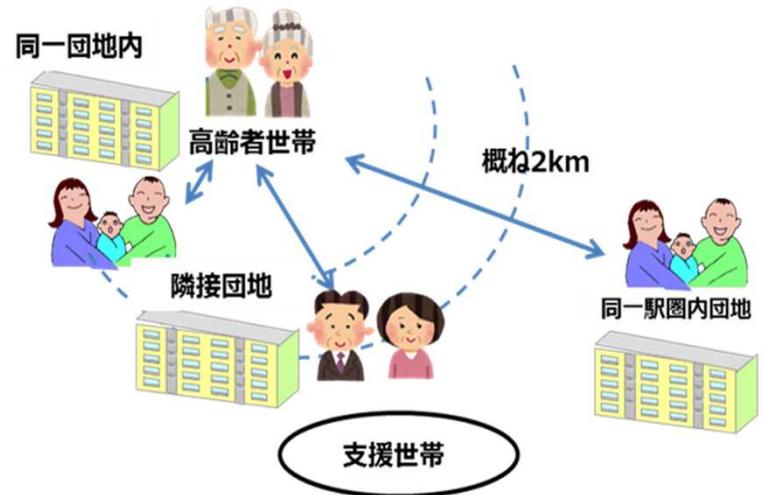


港北NTコンフォールセンター南(横浜市)

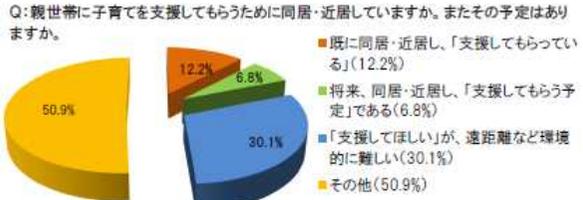
UR都市機構の取組③(近居支援制度ほか)

○近居促進制度

- ・子育て・高齢者等世帯と支援する親族の世帯の双方が、同一駅圏（概ね半径2km以内）のUR賃貸住宅に近居することとなった場合、**新たに入居する世帯の家賃を5年間・5%割引**（子育て・高齢者等世帯と支援する親族の世帯が同時に入居した場合は、双方割引を適用）
- ・対象は16団地・約1.2万戸⇒**約1,100団地・約59万戸に拡大**して本格的に実施（平成25年9月1日～）



子育て世帯における親世帯からの支援ニーズ



◆UR都市機構 平成24年3月調査 (首都圏の賃貸住宅にお住まいの小学生以下の子どもがいる世帯を対象としたウェブ調査)

契約者実績・契約者年齢割合

(H25.9～H26.8)

1,781件

40歳以下	約59%
70歳以上	約17%

○各種家賃割引制度

- ・一部の団地において、「子育て世帯向け住戸」に子育て世帯が入居した場合、家賃を一定期間割引（子育て世帯を支援）

【コソダテUR（子育て割）】<地域優良賃貸住宅（子育て型）>

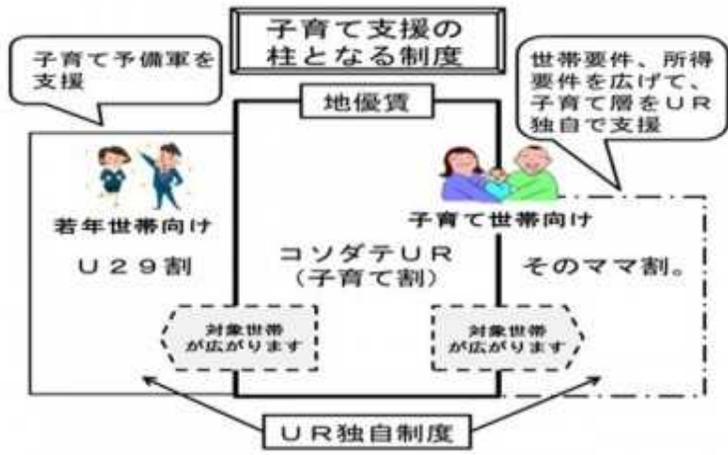
- ・資格要件：家族構成・所得
- ・普通借家契約
- ・減額率：募集家賃から20%減額（減額上限25,000円）
- ・減額期間：最大6年間

【そのママ割。】

- ・資格要件：家族構成（18歳未満の扶養親族がいること）
- ・3年間の定期借家契約

【U29割】

- ・資格要件：契約者年齢（契約者名義人が29歳以下であること）
- ・3年間の定期借家契約



阪井土地開発株式会社の取組

- 阪井土地開発株式会社の代表である阪井氏を含め、**支援者や入居者などの関係者がネットワークを構築し、見守り、生活相談等の取組を実施。**併せて同社では、**管理する物件に精神障害者などの住宅確保要配慮者を積極的に受け入れ。**
- 阪井氏が理事を務める特定非営利活動法人「おかやま入居支援センター」では、民間の家賃債務保証会社の保証を受けることができない障がいの方や高齢者について、保証人となること等により、入居を支援。

阪井土地開発株式会社

- 管理している賃貸住宅などを活用して、精神障害者を中心に住まいを提供

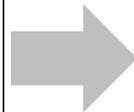


- 入居者の暮らしに関する意向や特性に配慮して、洗面や台所等を工夫



入居者自身が火事の心配をしているため、IH、レンジ、オープンなど、意向に応じて自由に設置できるように配慮

(出典) 阪井ひとみ氏



物件名		入居申込者	
氏名	職業	氏名	職業
生年月日	TEL	TEL	TEL
本人	詳細事項	FAX	FAX
		住所	住所
親類名称	親類住所	親類名称	親類住所
TEL	TEL	TEL	TEL
FAX	FAX	FAX	FAX
住所	住所	住所	住所
事業名称	事業住所	事業名称	事業住所
TEL	TEL	TEL	TEL
FAX	FAX	FAX	FAX
住所	住所	住所	住所
専業主婦	専業主婦	専業主婦	専業主婦
TEL	TEL	TEL	TEL
FAX	FAX	FAX	FAX
住所	住所	住所	住所
名称	名称	名称	名称
TEL	TEL	TEL	TEL
名称	名称	名称	名称
TEL	TEL	TEL	TEL
TEL	TEL	TEL	TEL

- 入居者を中心にたくさんの方が集まって、支え合う仕組みを構築 (出典) 阪井ひとみ氏
→入居申込時に、自分を支えてくれる様々な支援者(緊急連絡先、介護支援者、財産管理者等)を考えてもらう。(入居申込書: 右上)

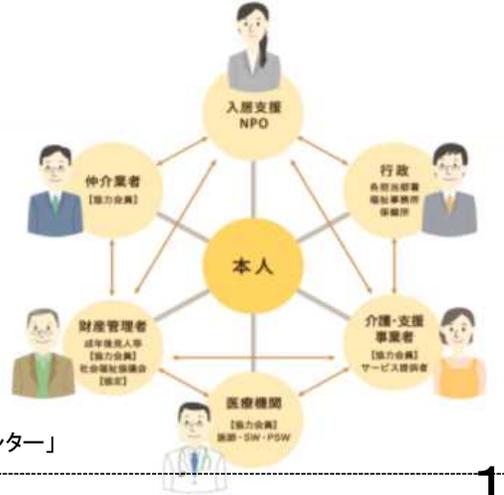
※NPO法人「おかやま入居支援センター」

- 阪井土地開発株式会社の阪井氏の他、弁護士や社会福祉士、精神科医等のメンバーで構成
- 身寄りのない障がいの方や高齢者の生活に係る諸問題を支援

<活動内容>

- 入居支援ネットワークの形成・維持支援
- 物件探し
- 入居保証

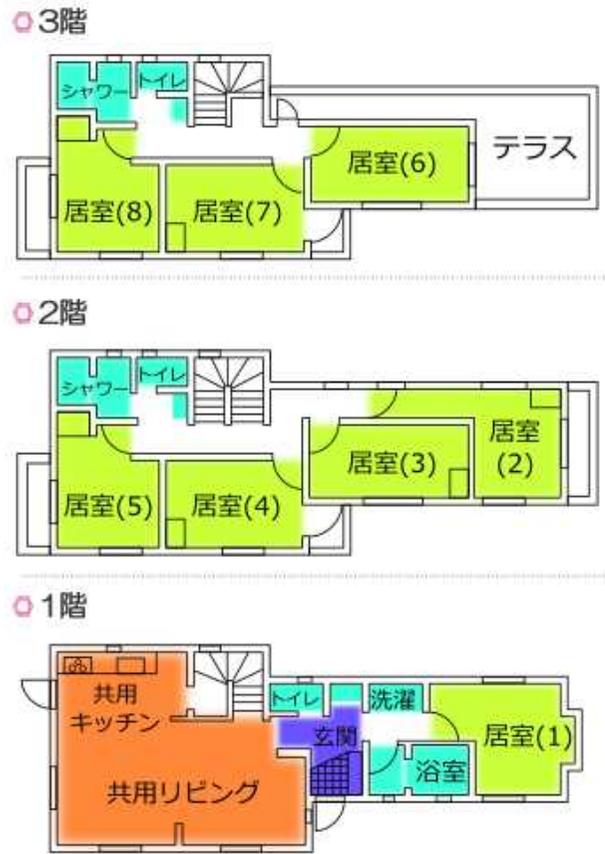
(出典) NPO法人「おかやま入居支援センター」



認定NPO法人ぱれっとの取組

- 障がい者支援を行うNPO法人ぱれっとが、障がい者が地域で暮らす選択肢を広げる取組みの一環として、**健全者と知的障害者のシェアハウス「ぱれっとの家 いこっと」**を開設。
- その他、**クッキーケーキや手作り製品の製造・販売を通して、社会参加と自立を目指す福祉作業所「おかし屋ぱれっと」**、「工房ぱれっと」の運営など、知的障がい者の地域生活の充実のための様々な工夫を行っている。

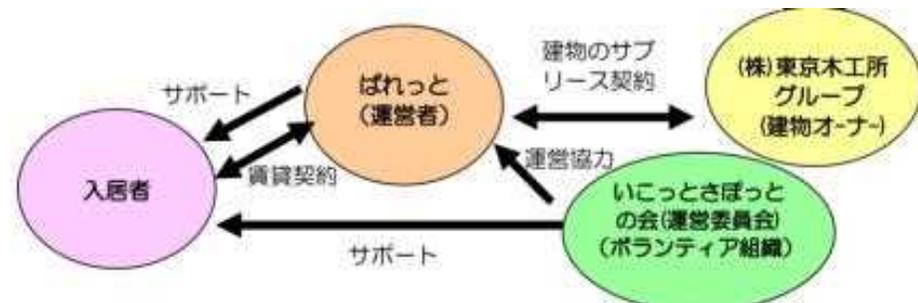
健全者と障がい者のシェアハウス「ぱれっとの家 いこっと」



- ・住所: 東京都渋谷区
- ・建物概要: 木造、地上3階建て
- ・延床面積: 約169m²
- ・居室広さ: 各室約6畳(収納スペースを除く)
- ・家賃等: 6万1千円~6万5千円、敷金2ヶ月、礼金なし
- ・入居状況: 2012年4月現在 8名(障害者4名、健全者4名 20代~40代)
- ・入居条件: 原則、就労していて日常生活を自立して行える方。

「いこっと」の運営

- ・ NPO法人ぱれっとが、建物オーナーとサブリース契約を結び、入居者の募集やボランティアと連携したサポートなどを展開



認定NPO法人ぱれっとの取組み

- ・ 就労、暮らし、余暇・交流を通し、障がい者が地域であたりまえに生活できる総合的な環境形成に向けて取り組む
- ・ 1983年(法人化は2013年)から地域に根ざして活動している。

① 就労

- ・福祉作業所「おかしや・ぱれっと」「工房ぱれっと」

② 暮らし

- ・グループホーム「えびす・ぱれっとホーム」
- ・シェアハウス「ぱれっとの家 いこっと」

③ 余暇・交流

- ・障がいの有無にかかわらず、誰でも集まれる余暇活動支援
- ・「たまり場ぱれっと」
- ・交流イベント等

(出典)NPO法人ぱれっと